

2024年10月1日

事業者の皆様へ

公立大学法人大阪理事長

## 標準契約書及び契約約款の一部改正について

標題について、標準契約書及び契約約款を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正する標準契約書及び契約約款

※データは、下記に掲載しておりますのでご確認ください。

[法人 HP > 入札・調達情報 > 調達・契約制度関係 > 各種契約条項](#)

標準契約書	標準契約約款
業務委託契約書（成果品あり）	業務委託契約約款（成果品あり）
業務委託単価契約書（成果品あり）	業務委託単価契約約款（成果品あり）
業務委託長期契約書（成果品あり）	業務委託長期契約約款（成果品あり）

#### 【上記契約書の改正内容】

契約不適合責任期間の条に定める期間を「契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内」に変更。（別紙「新旧対照表（抜粋）」参照）

#### 2 適用日

2024年10月1日

※入札等の公募案件は、適用日以降に公告する契約から適用します。

なお、適用日の前日までに従前のもので締結済みの契約については、契約書の差替えや契約変更を不要とします。

以上

## 新旧対照表 (抜粋)

## 業務委託契約書 (成果品あり)、業務委託契約約款 (成果品あり)

改正後	改正前
<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第 36 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約の内容に適合しないことを知った日から 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第 36 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約期間終了後 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>

## 業務委託単価契約書 (成果品あり)、業務委託単価契約約款 (成果品あり)

改正後	改正前
<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第 36 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約の内容に適合しないことを知った日から 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第 36 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約期間終了後 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>

業務委託長期契約書（成果品あり）、業務委託長期契約約款（成果品あり）

改正後	改正前
<p data-bbox="256 468 536 501">（契約不適合責任期間）</p> <p data-bbox="240 517 780 1070">第 37 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約の内容に適合しないことを知った日から 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p data-bbox="825 468 1104 501">（契約不適合責任期間）</p> <p data-bbox="809 517 1348 1025">第 37 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、<u>契約期間終了後 1 年以内</u>にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>